

施策評価シート（平成26年度実績評価）

◎ 施策の基本情報

総合計画中期プラン	政策No.	2-1	政策名	環境の保全	政策の 目指す姿	豊かな自然と生活環境を守り 暮らしています	施策 主管課	生活環境課	施策主管 課長名	清水 正浩
	施策No.	3	施策名	公害の防止	施策の 目指す姿	公害から生活が守られていま す	関係課名	防災危機管理課		
	現状と課題	・市内の大気汚染、河川の水質汚濁、道路騒音等の測定値は、概ね環境基準を達成していますが、悪臭により市民生活に悪影響を受けている地域があります。 ・東日本大震災以後における市内の空間放射線量数値は、国が定める基準値の範囲内で推移しています。								

1 施策の目指す姿の実現に向けた主な取り組み実績

(1)公害対策の推進 ○公害に対する事業者への指導と各種検査の実施 ・公害防止関係法令に基づく公害防止協定締結事業所への改善指導及び悪臭、水質、大気汚染、騒音等の測定の実施 ○悪臭に対する監視体制、改善指導の強化 ・悪臭モニターによる悪臭の感知による監視及び市による定期的な悪臭測定を実施し、改善指導を実施 (2)放射能測定体制の維持 ○放射能継続監視 ・定期的な空間放射線量の測定、持ち込み食品等の放射性物質濃度の測定を実施 ○市民への正確な情報伝達 ・ホームページにおいて放射線対応に関するお知らせにより空間放射線量測定値等の情報を掲載し広報を実施

2 成果指標

成果指標名	成果指標設定の考え方 (なぜ、この指標で成果を測ることにしたのか)	成果指標の測定企画 (どのように実績を把握するのか)	単位	数値 区分	H23	H24	H25 (基準年度)	H26	H27	H28
悪臭モニターの年間 感知日数	花巻の主な公害である 悪臭の状況について示 す指標	出典:生活環境課 27年度における環境モ ニター29名が悪臭を感 知した日の延べ日数	日	目標値				165	143	122
				実績値	180	232	187	197		
				目標値						
				実績値						
				目標値						
				実績値						
				目標値						
				実績値						

3 成果指標の達成状況

達成度	達成状況に関する背景・要因
D	■成果指標「悪臭モニターの年間感知日数」…【達成度c】 過去十年間の平均は220日であり、H26実績はそれを下回っているが、その年の気温や風向きなどの気象条件等にも大きく左右されることから継続的に監視する必要がある。 悪臭モニターの年間感知日数におけるH26実績は、前年より増加したものの、一般苦情は前年より減少しており、増加した要因は悪臭モニター2名の交代があり、感知度の差があったものと捉えている。

4 施策を構成する事務事業一覧

番号	事務事業名	担当課	施策への貢献度	
	事業内容(実績)		直結度	成果
1-1	公害防止対策事業	生活環境課	A	B
	各種公害関係(悪臭、水質汚濁、大気汚染、騒音等)の測定、調査の実施(悪臭測定30回、水質・騒音・振動測定74地点)			
1-2	公害防止対策事業	生活環境課	A	B
	各種公害関係事業所等への改善指導、立ち入り調査及び公害防止パトロールの実施(改善指導4事業所、立入調査51事業所、パトロール87回)			
1-3	公害防止対策事業	生活環境課	B	B
	油漏れ事故等による河川水質への影響防止の対応を実施(8件)			
1-4	公害防止対策事業	生活環境課	A	B
	岩石・砂利採取場の現場巡視の実施(7回)			
1-5	放射能測定事務	生活環境課	A	B
	定期的な空間放射線量の測定(2箇所 平日1回)、持ち込み食品等の放射性物質濃度の測定(622件)を実施			

5 施策を構成する事務事業の検証

(①市民ニーズや市の関与の必要性が低下した事業、②投入コストのわりに成果が低い事業、③施策への貢献度の低い事業はないか)なし

(施策の目標を達成するため、さらに成果の向上を図る事業はないか)

(新たに取り組むべき事業はないか)

6 施策の総合的な評価

(課題)

- ・太田油脂産業の悪臭公害については、改善勧告を行い、同社作成の改善計画に基づき対策が実施されているが、十分とは言えない状況であり、対策の効果を検証するため、臭気測定、悪臭パトロールの実施と悪臭モニターによる悪臭発生状況を把握する必要がある。
- ・公害防止関係法令に基づく悪臭、水質、大気汚染、騒音等の測定の実施及び公害防止パトロールを行うとともに改善指導を実施しているが、公害防止協定基準が達成されていない事業所が一部にある。
- ・食品等の放射性物質濃度の測定については、大震災後4年を経ても依頼があり、放射能に対する関心が高く、安全確認が必要である。

(今後の方向性)

- ・定期的な立入調査や太田油脂産業との話し合いにより、悪臭発生防止対策の状況を把握し、適切な対策について引き続き指導を行う。
- ・公害防止協定基準が遵守されるよう、各種測定の実施と改善指導等を継続し、公害の発生防止に努める。
- ・持ち込み食品等の放射性物質濃度測定及び空間放射線量の定期測定を行い、市民の安心感の醸成に努める。